

公益財団法人 北軽井沢霊園 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 北軽井沢霊園と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県吾妻郡長野原町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、霊園(墓地)の維持管理に関する事業をもって、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 霊園 使用の許可
- 2) 霊園内の清掃管理
- 3) 墓地区画の分譲
- 4) 斎場、祭具の所有及び貸出し
- 5) その他 この法人の目的を達成させる為に必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成する為に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の決議を経て、評議員の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書.
- 6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1) 監査報告
- 2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益的目的取得財産残額の算定)

第 9 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人には評議員 3 名以上 4 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、当法人に評議員選定委員会を設置して、当該委員会において行う。

2 評議員選定委員会は評議員 2 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 6 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- 1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- 2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- 3) (1) 又は (2) に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦する事が出来る。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 1) 当該候補者の経歴
 - 2) 当該候補者を候補者とした理由
 - 3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - 4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成する事を要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠く事となる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - 1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - 2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任する時は、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任する時は、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 13 条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1) 理事及び監事の選任又は解任
- 2) 理事及び監事の報酬等の額
- 3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- 5) 定款の変更
- 6) 残余財産の処分
- 7) 基本財産の処分又は除外の承認
- 8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1) 監事の解任
- 2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 3) 定款の変更
- 4) 基本財産の処分又は除外の承認
- 5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3 名以上 5 名以内
- 2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなる時は、任期満

了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する事ができる。

- 1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2) 心身故障の為、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報 酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事ができる。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 事 務 局

(事 務 局)

第 32 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、宮川繁男、最初の業務執行理事は篠原輝夫とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行う為に不可欠な特定財産以外のもの）

（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢字新鎌 1987 番地 361 (2204 m ²)
	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢字新鎌 1987 番地 748 (254 m ²)
	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢字新鎌 1987 番地 794 (1057 m ²)
建物	待合室改装新築 1 棟 (21.95 m ²)
構築物	軽量鉄骨造フェンス (一式)
	軽量鉄骨造フェンス (一式)
	六地藏尊(霊園入口左側設置) (6 体 1 セット)
	観世音菩薩尊像(霊園内中央部設置) (1 体)
	道路拡幅工事 (一式)
	霊園造成擁壁工事 (一式)
	造成地区画整理工事 (一式)